

杉戸町告示第230号

杉戸町公契約に係る労働環境の確認に関する要綱を次のように定める。

令和8年9月30日

杉戸町 窪 田 裕 之

杉戸町公契約に係る労働環境の確認に関する要綱

杉戸町が発注する契約に係る労働環境の確認に関する試行要綱（令和4年杉戸町告示第73号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、町が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、町長が行う労働環境の確認に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「受注者」とは、町と契約を締結する者をいう。

2 この告示において「下請負者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項に規定する当該工事における施工体制台帳に記載された者で、町が発注する当該工事の一部を町以外の者から請け負う者をいう。

3 この告示において「労働者」とは、受注者又は下請負者との契約により、町が発注する工事に従事する者をいう。

（対象）

第3条 町長が労働環境の確認を行う契約は、一般競争入札に付し、かつ予定価格が1,000万円以上の建設工事請負契約とする。ただし、町長が特に労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結した場合においても、労働環境の確認を行うものとする。

- 3 町長は、第1項に掲げる契約の入札を実施するときは、労働環境の確認を行う必要がある旨を施行令第167条の6第1項の規定により行う公告に記載しなければならない。

(確認方法)

第4条 労働環境の確認は、受注者が労働環境確認書（様式第1号）及び支払賃金報告書（様式第2号。以下これらを「確認書等」という。）を町長に提出することにより行うものとする。

- 2 受注者は、施工体制台帳の提出時に、併せて労働環境確認書を町長に提出するものとする。
- 3 受注者は、工事完成通知書の提出時に、併せて支払賃金報告書を町長に提出するものとする。
- 4 受注者は、下請負者を使用するときは、当該受注者に係る確認書等と併せて当該下請負者に係る確認書等を提出するものとする。
- 5 受注者は、第1項の規定により提出した確認書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに記載事項を変更した確認書等を町長に再提出するものとする。
- 6 町長は、第1項の規定による確認書等の提出又は前項の規定による確認書等の再提出があったときは、当該確認書等を保管するものとする。

(確認結果の公表)

第5条 町長は、当該年度に労働環境の確認を行った契約について、翌年度の5月末日を目安として、確認結果を町ホームページに公表するものとする。

(不適切な労働環境に対する措置)

第6条 町長は、受注者が労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守していないこと又は労働者に対して支払う賃金が著しく低額であることを確認した場合において、受注者と協議の上、必要があると認めたときは、労働基準監督署その他の関係機関に通報するものとする。

- 2 町長は、受注者がこの告示の趣旨に反する行為を行い、かつ、杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱（令和2年杉戸町告示第60号）第3条第1項の規定に該当すると認めたときは、同項に規定する指名停止の措置を行うものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、労働環境の確認に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に公告を行う入札から適用し、同日前に公告をした入札については、なお従前の例による。